

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	第 213 回国会法律案等 N A V I 「日・オーストリア社会保障協定」
著者 / 所属	西 あかね / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	466 号
刊行日	2024-4-26
頁	49-50
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20240426.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

日・オーストリア社会保障協定

1. 社会保障協定の概況

近年、経済のグローバル化に伴い国家間の相互依存関係が強まり、国境を越えた企業活動や人の移動が活発化している。一方、個人が有する社会保障上の権利及び義務は国家を単位とするものであり、企業等により他国に派遣される労働者等は、母国の社会保障制度に加入しながら、就労地国の社会保障制度への加入義務も生じ、保険料を二重に負担しなければならない場合がある。また、就労地国の社会保障制度への加入期間が短い場合には年金を受け取ることができず、同国で納めた保険料が掛け捨てとなる問題も存在する。さらに、労働者を就労地国へ派遣する企業が、同国における労働者の保険料を肩代わりする例もあり、企業にとって大きな負担となっている。

社会保障協定とは、これらの問題を解決するために締結される二国間又は多国間協定であり、企業等により就労地国に派遣される労働者等につき、①派遣期間に応じて適用する社会保障制度を定めること、②年金受給要件となる保険加入期間を締約国間で通算すること等を内容とする。同協定の締結により、締約国間において国境を越えた者の社会保障上の権利保全が図られると同時に、個人及び企業の負担が大幅に軽減されることで労働力移動の客観的条件が整備されることとなる。

2024年4月現在、日本は23か国との社会保障協定が発効している。なお、社会保障協定の交渉は、相手国の保険料の水準、在留邦人及び進出日系企業の負担額、経済界からの要望、二国間関係、社会保障制度の類似性等を勘案し、優先度が高いと判断される国から順次交渉が行われている¹。

2. 日・オーストリア社会保障協定の概要

(1) オーストリアの概況と本協定署名の背景

オーストリアは、欧州で産業革命が波及して以降、機械製造や金属加工を中心に発展してきた工業国である。特に、大手の自動車企業を擁するドイツ向けに、自動車部品やエンジンの製造・輸出が行われてきたことから自動車産業が栄えてきた。日本へも、自動車販売を目的とした子会社や店舗を含め、約80社のオーストリア企業が進出しており、2022年時点で729人のオーストリア人が在留している。

また、オーストリアは、海外企業の投資誘致にも積極的であり、政府が設置した投資誘致機関も存在する。この投資誘致機関はオーストリア経済振興会社（ABA）といい、オーストリアへの進出を検討している企業に向けて拠点選りや各種手続等に係るサポートを

¹ 第197回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号2頁（2018.11.29）

行っている。さらには、企業の研究開発投資に対する政府の優遇措置が手厚いことから、日本を含めオーストリアに研究開発拠点を設置する海外企業が多い。A B Aが発表した業績²によれば、2023年には日本発のスタートアップ企業が研究開発拠点を設立している。日本からオーストリアへは、2022年時点で製造業、販売業等114社の日系企業が進出しており、2023年時点で3,247人の邦人が在留している。

日・オーストリア両国からそれぞれ相手国に派遣される駐在員等については、両国の社会保障制度への加入が義務付けられているため、従来から保険料の二重負担や掛け捨てといった問題が生じており、2009年の時点で既に社会保障協定の締結に向けた折衝が検討されていた³。当局間における交渉を経て、両国政府は2022年9月に政府間交渉を開始し、2023年5月の実質合意後、2024年1月に日・オーストリア社会保障協定に署名した。本協定の発効により、日本側の負担軽減額は年間約4億円と見込まれる。

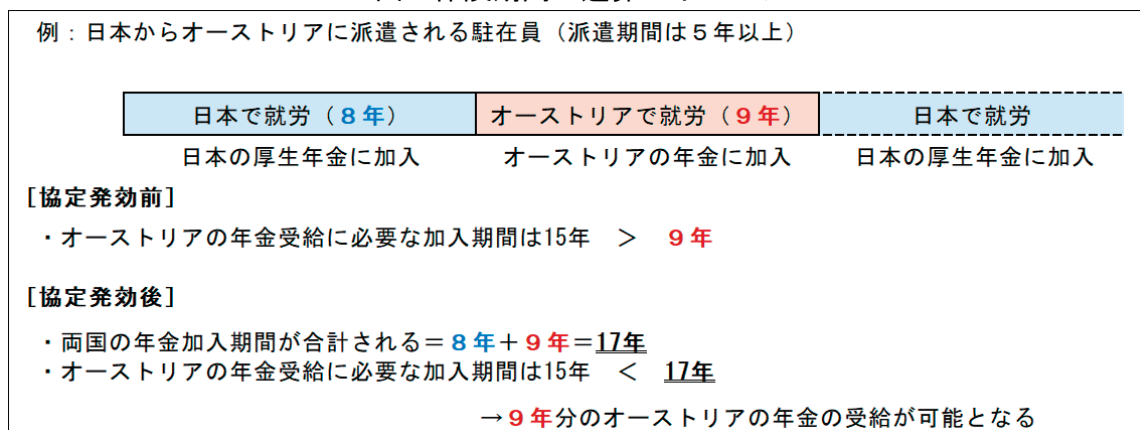
(2) 主な内容

本協定の主な内容は、①適用される社会保障制度の調整及び②保険期間の通算である。

①では、相手国に派遣される駐在員等の派遣期間が5年以内と見込まれる場合、年金及び雇用保険について、派遣元国の制度にのみ加入することが定められている。ただし、医療保険については、居住権に係るオーストリアの国内法上の事情により、本協定発効後も両国の制度に二重で加入することが定められている。

②については、老齢年金の受給要件となる保険期間が、日本では10年、オーストリアでは15年と定められていることから、双方に派遣される駐在員等に保険料の掛け捨ての問題が生じているため、本協定に通算規定が盛り込まれている（図を参照）。

図 保険期間の通算のイメージ



（出所）筆者作成

にし
（西）あかね・外交防衛委員会調査室

² 日本貿易振興機構（ジェトロ）「2023年に投資誘致件数は前年より減少も、投資額は大幅増（オーストリア）」（2024. 3. 25<<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/03/d24e5c74851bf817.html>>（2024. 4. 5最終アクセス））

³ 「社会保障協定10ヵ国に、海外二重払い防止対応進む、企業負担1000億円軽減。』『日本経済新聞』（2009. 5. 19）